

議案第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第19条の2第2号中「（法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第20条第2項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号及び第39条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

（宝塚市消防団条例の一部改正）

第5条 宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第1条に規定する職員をいう。）に係る期末手当の支給については、第2条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第1条に規定する職員をいう。）に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項、第19条の2第2号（同条例第20条第5項の規定において準用する場合を含む。）及び第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員で任命権者の定める者についても前項と同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第34条の20第1項第4号</u>に該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第34条の20第1項第3号</u>に該当しない者</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p>

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に 該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第7条の規定により<u>免職</u>の処分を 受け、当該処分の日から2年を経過しない 者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を 受け、当該処分の日から2年を経過しない 者</p> <p>(3) (略)</p>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 条例改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関連する条例について文言の整備を行う。

2 地方公務員法の改正内容

成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）が、後見制度を利用していることを理由に不当に差別されないようにする法律の改正を受け、地方公務員法（以下「法」という。）第16条の欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を規定する第1号を削除し、第2号から第5号をそれぞれ1号ずつ繰り上げる。

3 条例改正内容

(1) 職員の分限の手續及び効果に関する条例

失職をする場合の例外として、法第16条第2号「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」のうち、執行猶予が付された禁固刑で、罪が過失であり情状を考慮する必要がある場合を定めており、参照先の法律を法第16条第1号へ改正する。

(2) 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例

期末勤勉手当（特別職は期末手当）の支給について、欠格条項に該当し失職した場合は支給できないとしているが、支給日前1月以内に法第16条第1号に該当して失職した場合は支給できるとしているところ、同号が削除されたことに伴い、条例の該当部分を削除する。

同様に、基準日から支給日までの間に同号の規定により失職した場合は支給できるとしているところ、同号の削除に伴い、条例の該当部分を削除する。

(3) 保育士等に係る欠格条項のうち、成年被後見人等を規定した児童福祉法第34条

の20第1項第1号が削除され、号ずれが生じたため、同項の規定を引用する規定を整理する。

(4) 宝塚市消防団条例

第5条の欠格条項について、成年被後見人又は被保佐人を規定する第1号を削除し、第2号から第4号をそれぞれ1号ずつ繰り上げ、文言の所要の改正を行う。

つてから」を「終わり」に、「二年」を「二年」に改め、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第三号若しくは第五号の一」を「第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれか」に、「犯し」を「犯し、」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外、」を「ほか、」に改め、同条第八項中「第十六条第二号、第四号又は第五号の一」を「第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれか」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は、」を「規定は」に、「に、」を「について、」に、「に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

第十三条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第

五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外、」を「ほか、」に、「差別されては」を「差別されては」に改める。

第十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し、」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八条第二項中「左の各号の一に該当する場合には」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して、」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「一に」を「いずれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者で」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人格が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等： 国家公務員法、自衛隊法等
⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等： 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等： 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等： 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日

今回の見直しの基本的考え方について

成年後見制度利用促進委員会「議論の整理」(H29.12.1)より

考え方

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

- 成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべき。

【成年被後見人等に係る欠格条項に対する指摘】

- ノンマライゼーションやリハビリテーションプログラム（社会的包摂）を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に各資格等から排除されることにはなるのではないが。

- 成年後見制度は財産管理能力に着目した制度であり、各資格等において求められる能力とは質的なずれがあるのではないが。

- 同程度の判断能力であっても、成年後見制度を利用してはいる者のみならず各資格等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないが。

- 欠格条項が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているのではないが。

【欠格条項の見直し一括整備法案】

- 成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別の・実質的な審査を行う仕組みへと見直す。

- 各省庁所管の資格等における欠格条項を一括して見直す。

今回の見直し

課題

<例1>公務員等

第〇条 次の各号のいずれかに該当する者は、〇〇となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
←削除
- 二・三 (略)

第△条 〇〇の採用は、競争試験によるものとする。

第◆条 〇〇の採用は、任命権者が、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

第◎条 〇〇が、次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 (略)
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 (※) 個別審査規定

<例2>士業等

第〇条 次の各号のいずれかに該当する者には、××の免許を与えない。

- 一 成年被後見人、被保佐人又は未成年者
←削除
- 二 (略)

第△条 心身の故障により××の業務を適正に行うことができな者として〇〇省令で定めるものには、免許を与えないことができる。(※) 個別審査規定

第◆条 ××が、第〇条各号のいずれかに該当するときは、〇〇大臣は、その免許を取り消す。
2 ××が、第△条各号のいずれかに該当するときは、〇〇大臣は、その免許を取り消すことができる。

<例3>法人役員等

第〇条 次の各号のいずれかに該当する者は、××法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
←削除
- 二~四 (略)
- 五 心身の故障により職務を適正に行うことができな者として〇〇省令で定めるもの
←新設 (※) 個別審査規定

第△条 〇〇大臣は、××法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該××法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 ××法人が前項の命令に従わないときは、〇〇大臣は、当該××法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。

